

君津中央病院企業団告示第5号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定に基づき、国保直営総合病院君津中央病院の診療費用等に係る一部の未収金の収納事務を委託したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の4第1項の規定により告示する。

平成24年6月6日

君津中央病院企業団
企業長 福山 悦男



1 委託する相手方

名称 弁護士法人 館野法律事務所
所在地 東京都渋谷区渋谷2-16-8 南雲ビル2階・4階
代表者氏名 弁護士 館野 完

2 委託開始日

平成24年6月6日

3 委託する事務の範囲

原則として未収発生から2年以上経過した医業未収金の管理回収事務